

企業の人員削減、事前報告を義務付け＝福建省労働庁

中国福建省労働・社会保障庁はこのほど、企業の人員削減について規定した「福建省企業経済的人員削減実施弁法」を伝達した。23日の福建新聞網が海峡都市報の報道として伝えた。

同弁法によると、1回で20人以上を削減するもしくは、20人未満でも従業員全体の10%以上に当たる場合、企業はまず、現地の労働行政当局に報告しなくてはならない。また、削減実施の30日前までに労働組合または全従業員に説明を行い、従業員側の意見を聴く必要もあるとされる。弁法は来年1月1日から実施される。

弁法は、企業が人員を削減せざるを得ない場合があることは認めているが、行政指導によりリストラを事実上制限する狙いがあるとみられる。(時事)



(64) 情報セキュリティ対策、中国企業も重視

野村総研(上海)咨询有限公司

日本版企業改革法(J-SOX法)が2009年3月期から本格運用されるのに伴い、ここ中国国内の日系企業でも連結基準に該当する子会社を中心に、対応業務の推進、各種報告資料準備の必要が出ている。各社のITマネジャーからは「実施手順をベースに淡々と進めています」という話を聞くことが多く、内部統制への対応は特に大きな問題もなく着々と進められているような印象を受ける。

また中国特有のさまざまなリソースの制約や規制がある中、内部統制対応の一環として情報セキュリティ対策の強化も進んでいる。日本本社側が出す基準を基に、ウイルス対策、情報漏えい対策(日本では個人情報保護が中心となるが、中国では設計・製造関連の機密データ保護が中心)、ID管理など、必要な対策については基本的に網羅され、それなりに対応されているようである。

しかしながらよく話を伺うと、本音ベースでは本当に大丈夫なのだろうか、ITマネジャーが漠然とした不安を抱えている姿が垣間見られる。弊社が毎年実施している日本での企業調査アンケートの中では、自社の取っている対策が効果を上げているのかどうか、約40%近くの企業は評価が難しいと回答している。これは中国国内においても同様で、日系企業のITマネジャーからは同様の困難を感じているような印象を受けている。

対策評価の手段のひとつとしては、情報セキュリティの監査・診断がある。しかし中国国内の拠点では、現場ベースで監査・診断が行われているケースは極めて少ないようである。現状では、ワークシートを基にした書き込みベースの確認作業は行われているものの、実態把握にまでは達していないケースが多い。必要な対策を行っているが、実際の効果や対策の漏れについて、客観的かつ標準的な指標に基づくチェックが行われていない状況である。それなりに対策を進めてはいるが、チェックがされていないので、事故が起これない問題点が明確にならない。結果として漠然とした不安が解消されない要因になっているのである。

観点はやや異なるが、この問題はシステム開発レベルにも及んでいる。中国国内の内販ビジネスの推進で、中国ローカルのソフトハウスにアプリケーション開発を委託するケースが増えているが、リリース前のシステム開発工程などにセキュリティをチェックするプロセスを組み込んでいるソフトハウスは非常に少ない。これは一般消費者向けのみならず、ウェブベースで企業間取引のシステムがネットにつながる場合などでも重大な問題を引き起こす要因になり得るため、特に注意が必要である。

中国版企業改革法(C-SOX法)とも呼ばれている「企業内部統制基本規範」が来年7月1日に施行される予定で、中国での上場会社にまず適用されようとしている。J-SOX法に対応する在中国の日系企業に限らず、C-SOX対応を急ぐ中国上場企業においても、今後社内情報セキュリティ対策、現場レベルのチェックの強化が重視されるだろう。ITシステムによる内部統制の管理強化も重要な検討課題となっており、中国市場における情報セキュリティ産業の発展が注目されつつある。

(NRIセキュアテクノロジーズ 工藤真一)